

## 大崎市空き家バンク実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大崎市における空き家の有効活用を通して、定住促進による地域の活性化を図るため大崎市空き家バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）市内に存在する建物をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権を有し、当該空き家の売買又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 登録事業者 空き家バンク事業者として登録し、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条に規定する免許を受け、県内において宅地建物取引業を営む事業者をいう。
- (4) 利用希望者 市内への定住を目的として登録物件の利用を希望する者をいう。
- (5) 空き家バンク 空き家の売買又は賃貸を希望する所有者等から登録事業者を介し、申込みを受けて登録された空き家に係る情報を、利用希望者に対し提供する制度をいう。
- (6) 登録物件 登録事業者を通して、空き家バンクへ登録を行った空き家をいう。
- (7) センター 市への移住定住者の促進を図るために設置された、おおさき移住支援センターをいう。

(運用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(市の役割)

第4条 市の役割は、次に掲げるものとする。

- (1) 所有者等から空き家バンクに登録したい旨の相談を受けたときは、センター及び登録事業者を紹介するものとする。
- (2) センターと連携し、移住定住の促進を図るものとする。

(センターの役割)

第5条 センターの役割は、次に掲げるものとする。

- (1) 登録物件に係る情報を利用希望者に提供するものとする。
- (2) 登録物件が存在する地域の情報収集を積極的に行い、利用希望者に提供するものとする。
- (3) 所有者等に対し、空き家バンクに登録するように勧めるものとする。
- (4) 登録事業者に対し、空き家バンクに登録を希望する物件の有無を随時照会し、空き家バンクの拡充に努めるものとする。
- (5) 登録事業者と連携し、空き家バンク制度の拡充に努めるものとする。

(登録事業者の募集)

第6条 市は、市の広報、ウェブサイト等を通し、空き家バンクへ登録を希望する事業者を募集する。

(登録事業者の要件)

第7条 登録事業者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 県内に事業所を置いていること。
- (2) 国税又は地方税を完納していること。

(3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配している等市長が特に不適格と認める者でないこと。

（登録事業者の登録等）

第8条 空き家バンクへ登録を希望する事業者は、大崎市空き家バンク事業者登録申請書（様式第1号。以下「登録事業者申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し適当と認めたときは、当該事業者を登録事業者として大崎市空き家バンク事業者登録簿（様式第2号）に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録をしたときは、登録事業者に大崎市空き家バンク事業者登録書（様式第3号）により通知するものとする。

4 空き家紹介に係る登録事業者の登録期間は、登録日から2年間とする。

5 登録期間が終了した登録事業者は、登録事業者申請書を提出し、再度登録を申請することができる。

（事業者登録内容の変更）

第9条 登録事業者は、前条第2項の規定による登録内容に変更があったときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。

（登録事業者の登録取消し）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第2項の規定による登録を取り消し、大崎市空き家バンク事業者登録取消通知書（様式第4号）により当該登録事業者に通知するものとする。

(1) 登録事業者から大崎市空き家バンク事業者登録取消届出書（様式第5号）が提出されたとき。

(2) 内容を偽って申請したとき。

(3) その他市長が適当でないと認めたとき。

(物件の登録等)

第11条 空き家バンクに登録しようとする所有者等は、登録事業者と登録物件の売買又は賃貸借に係る仲介契約（以下「仲介契約」という。）を締結しなければならない。

2 前項の規定により仲介契約を締結した所有者等は、大崎市空き家バンク登録申込書（様式第6号。以下「所有者等登録申請書」という。）を登録事業者を通し、センターに提出しなければならない。

3 センターは、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し適当と認め登録が完了したときは、当該所有者等に大崎市空き家バンク登録完了書（様式第7号）を送付するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、登録事業者は、自らが取り扱う物件の中から空き家バンクに登録を希望する物件について、空き家情報登録リスト（様式第8号）をセンターに提出することをもって空き家バンクへ登録することができる。

(登録事業者の役割)

第12条 登録事業者の役割は、次に掲げるものとする。

(1) 所有者等から所有者等登録申請書の提出があったときは、当該空き家を調査し、売買又は賃貸借が可能と認められる場合は、所有者等登録申請書及び空き家情報登録リストをセンターに提出しなければならない。

(2) 登録事業者と利用希望者との登録物件に関する売買又は賃借に関する契約については、登録事業者が責任をもって行うものとし、市及びセンターは、直接これに関与しないものとする。

(3) 空き家の所有者等に対し、空き家バンクに登録するように勧めることができるものとする。

(4) 登録物件の仲介契約が成立したときは、速やかにセンターに報告しなければならない。

(5) 所有者等との仲介契約を更新したとき又は解除したときは、速やかにセンターに報告しなければならない。

(6) 所有者等登録申請書及び空き家情報登録リストの記載事項に変更が生じたときは、速やかにセンターに報告しなければならない。

(7) センターと連携し、移住定住の促進を図るものとする。

(空き家バンクの利用)

第13条 利用希望者が空き家バンクを利用するときは、センターの窓口等で公開された登録事業者に直接交渉を申し込むものとする。

(守秘義務)

第14条 この要綱に基づく業務に従事している者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年12月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に大崎市空き家紹介に係る事業者登録制度の規定により登録された登録事業者は、大崎市空き家バンク実施要綱第8条の規定により登録された登録事業者とみなす。

附 則

この要綱は、平成28年2月10日から施行する。

